

(11) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-12表に定める方法によること。(第4-14図参照)

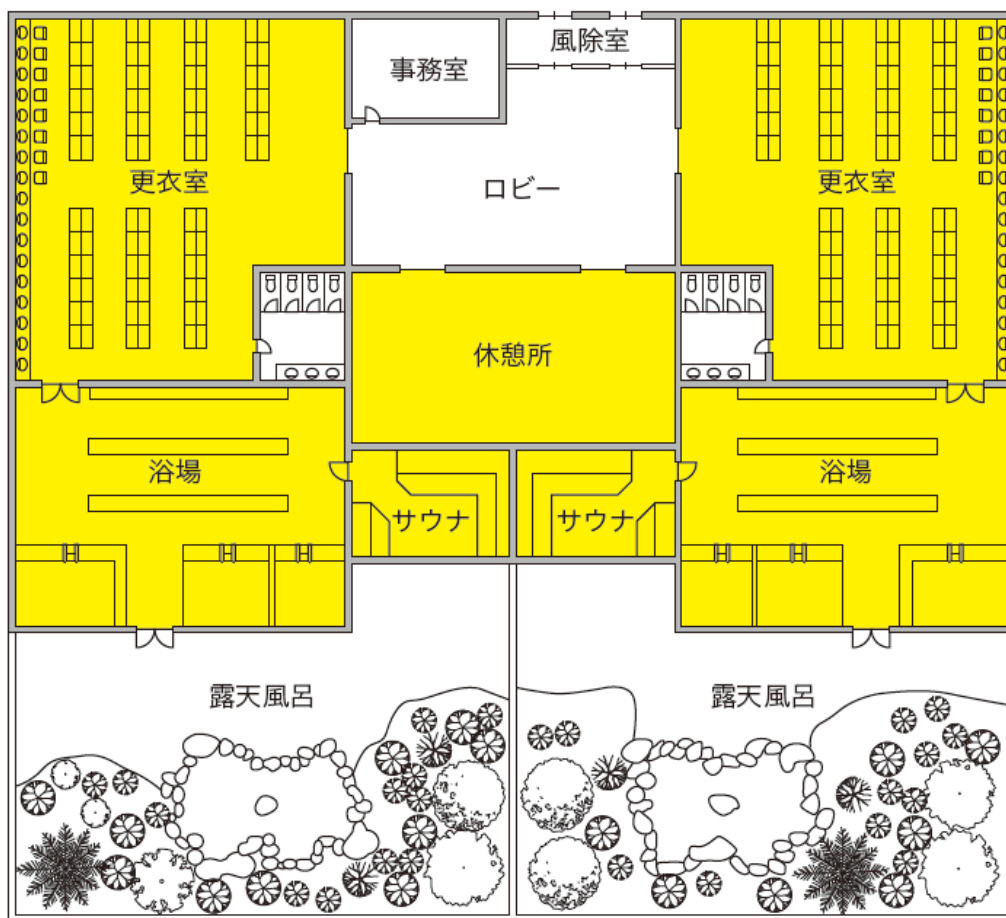
第4-12表

区分	算定方法
(9) 項	従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た和人を合算して算定する。

イ 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。

ウ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

(スーパー銭湯の算定方法例)



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（ ）の 床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50\text{人} \times 2\text{カ所} = 100\text{人}$
- ・サウナ $50\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 16.7 \rightarrow 16\text{人} \times 2\text{カ所} = 32\text{人}$
- ・脱衣場 $200 \div 3\text{㎡} = 66.7 \rightarrow 66\text{人} \times 2\text{カ所} = 132\text{人}$
- ・休憩所 $200 \div 3\text{㎡} = 66.7 \rightarrow 66\text{人}$

階収容人員：340人

第4-14図